

平成19年4月から
「やまがた緑環境税」
を導入し
新たな森づくり
に取り組みます。

豊かな緑は県民共有の財産です。
みなさんの1,000円が
やまがたの緑を未来へ伝えます。

みんなが安心して暮らせるみどり豊かな「やまがた」のために

税収・5億4,400万円の使いみち

1 荒廃が進んでいる森林の整備
約3億9,000万円

2 県民参加による森づくり
約1億900万円

3 PR活動や効果検証など
約4,500万円

※各事業についてはH19年当初予算要求ベースです。

Q 森林が私たちに与えてくれる“恵み”って？



ミネラル分も豊富でおいしい水をたくさん供給します。

このほかにも森林には、
・多様な生物のすみかとなる ・木材やきのこの生産 ・二酸化炭素を吸収する などの働きがあります。

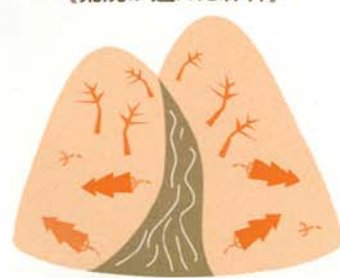
※このような働きを森林の持つ「公益的機能」といいます。

《健全な森林》



雨水を保水し、地中に浸透させて蓄えてくれます。

《荒廃が進んだ森林》



雨水は一気に下流に放出され、土砂が流れやすく、山崩れ・洪水の恐れが…

自然に恵まれた豊かな生活

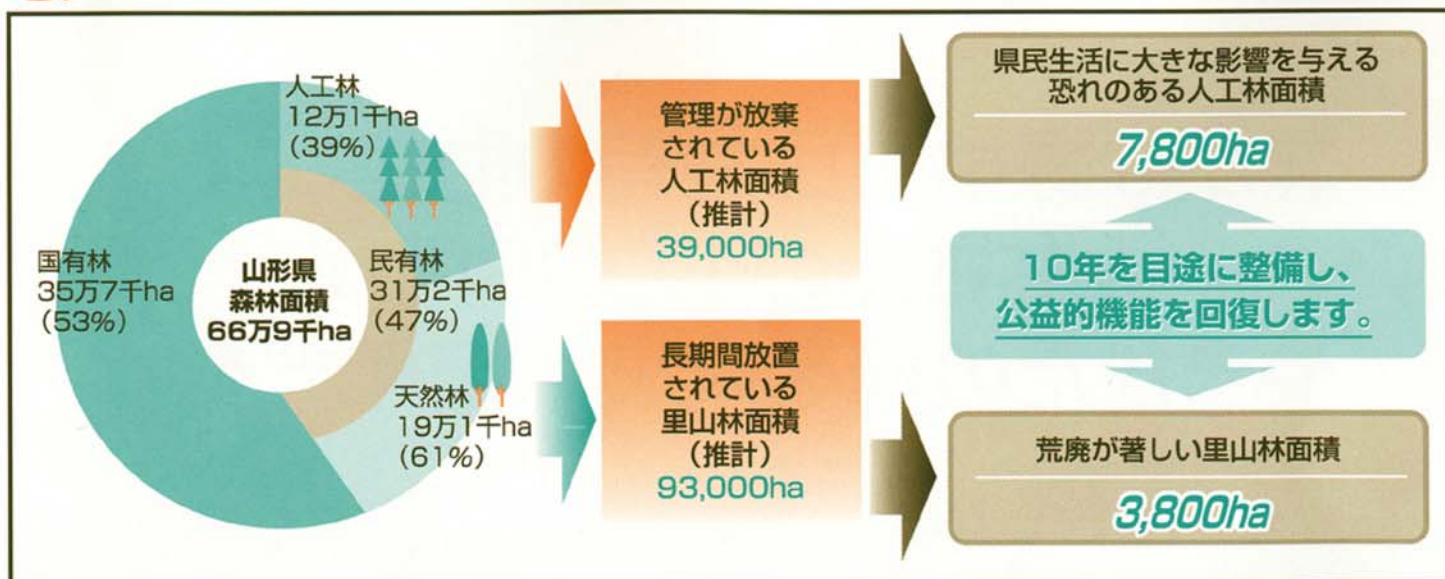
Q もしこのまま森林の荒廃が進めばどうなるの？

ひ弱な木が込み合った森林では、風や雪によって簡単に木が折れたり倒れやすくなるほか、地表に光が届かず、下草のない状態になります。そうすると、降雨などにより表土が流れ出し、洪水や土砂災害の多発・水質の悪化、さらには二酸化炭素の吸収能力も低下し、県民生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。



(↑被害を受けた森林の状況)

Q どのくらいの森林整備を実施するの？



「県民みんなで支える新たな森づくり」に取り組みます

1 荒廃が進んでいる森林の整備(約3億9,000万円)

農山村地域の過疎化や木材価格の低迷等により、管理が行われず荒廃が進んでいる人工林や長期間利用されずに活力が低下している里山林のうち、県民の生活に大きな影響を及ぼす恐れのある民有林(個人等が所有している私有林)について整備します。

森林環境緊急保全対策事業

枯れている木や成長の良くない木を間引いて、林の中に光を当てることにより、スギなどの針葉樹とブナやナラといった広葉樹が入り混じった森林へ誘導したり、いろいろな樹齢からなる森林へ誘導するなど、公益的機能が発揮できる森林に誘導します。また、松枯れやナラ枯れなどの被害により荒廃した里山林の手入れを行います。

◆スギ人工林を広葉樹が入り混じった森林へ誘導 (H19事業計画面積250ha)



◆スギ人工林をいろいろな樹齢からなる森林へ誘導 (H19事業計画面積410ha)

大きな木を切っても小さな木が残るため、常に山が緑に覆われた状態になり、公益的機能を安定して発揮できるようになります。

◆病害虫などで荒廃した里山林の再生 (H19事業計画面積370ha)

病害虫の被害を受けて枯れている木などを切ったり、広葉樹の植栽を行うほか、表土の流出する恐れのあるところは簡易な木製柵の設置などを行います。



これらの事業に際しては、将来にわたって森林の持つ公益的機能が発揮されるよう、長期間、皆伐(一度にすべての木を切ること)や転用(森林でなくしてしまうこと)を禁止するなどの措置を講じることとしております。

◆森林資源の循環利用の促進 (H19事業計画材積8,000m³)

資源として利用可能な間伐材を搬出する取組みを支援します。

木の香るやまがたの街づくり事業

身近な生活空間に木の香りがあふれ、県民が木と触れ合える機会を増やす取組みを行います。

2 県民参加による森づくり(約1億900万円)

県民一人ひとりに森林の価値を理解していただくため、地域による森づくりや自然環境の保全活動などを支援します。

- ◆ NPOやボランティア団体による森づくり活動などの取組みを支援(公募事業)
- ◆ 市町村が実施する地域の独自性を活かした森づくり活動などの取組みを支援
- ◆ 河川周辺での水環境整備や野生生物保全のモデル的な取組み
- ◆ 子どもたちへの自然環境学習の推進や指導者の育成、教材の開発



3 PR活動や効果検証など(約4,500万円)

県民のみなさんの意見を反映させ、取組みの効果検証や見直しを実施していきます。

- ◆ 有識者や一般県民により構成される「やまがた緑県民会議」の設置
- ◆ 森づくりへの理解を深めるためのイベントの開催やPR活動
- ◆ 県民参加の森づくり活動を総合的にサポートする体制の構築
- ◆ 税の徴収にかかる経費 など



やまがた緑環境税

納税義務者

県民税均等割の納税義務者と同じ

- 個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人
- 法人：県内に事務所等を有する法人

納税の仕組み

県民税といっしょに納税する仕組みです。
(県民税に加算される次の額をいっしょに納めていただきます。)

税率

- 個人：年**1,000円**
- 法人：法人県民税均等割額の**10%相当額**

資本金等の額	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
税額	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円

やまがた緑環境税Q&A

Q 個人は年額1,000円納めるということですが、これは子供からお年寄り（年金生活者を含む）まで全員が納めなければならないのですか？

A ・県民税同様、所得が一定の金額※を下回る方には課税されません。
・県民税が1人だけに課税されているご家庭では、世帯の人数にかかわらず1,000円を納めていただくことになります。
・現在、県民税が非課税とされている方は、所得や家族構成など、生活状況に前年と大きな変わりがなければ、基本的に課税されることはありません。
※お住まいの市町村や家族構成によって異なります。

Q どうやって納税すればいいのですか。

A ・給与所得者の方は、6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から雇用主が徴収します。
・給与所得者以外の方（個人事業者等）は、市町村から送付される住民税の納税通知書により、原則として年4回の納期（6月、8月、10月、翌年1月）に分けて、最寄りの金融機関窓口又は市町村の納税窓口で納めてください。
・法人等は、平成19年4月1日以後に終了する事業年度等から法人県民税の申告納付の際に併せて納めてください。

Q この税が新たな森づくりとは関係のないことに使われるのではないかと心配なのですが...

A 納めていただいた税金は、全てやまがた緑環境税基金に入れて管理し、荒廃が進んでいる森林の整備、県民参加の森づくり、環境保全活動に限定して使わせていただきます。

お問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号 山形県庁内

税のしくみについて

総務部税政課
課税担当

TEL 023-630-2069

FAX 023-630-2136

E-mail : zeisei@pref.yamagata.jp

新たな森づくり・税の使いみちについて

文化環境部みどり自然課
みどり環境担当

TEL 023-630-2207

FAX 023-630-2133

E-mail : midori@pref.yamagata.jp

農林水産部森林課
森林整備担当

TEL 023-630-2526

FAX 023-630-2238

E-mail : shinrin@pref.yamagata.jp